

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略フォローアップ（案） （概要）

令和3年5月28日

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略フォローアップ

R 2年11月の「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の策定以降、

- 約380件の事業者等へのヒアリングや意見交換
- 品目団体の組織化に向けた各業界（生産者、加工・流通事業者、輸出業者）との意見交換会（品目：畜産、水産、コメ、青果物、お茶、かんしょ、味噌・醤油、菓子、製材・合板、焼酎）
- 農林水産省、国土交通省による効率的な輸出物流の構築に関する意見交換会
- 農林水産省とJETROの間での実行戦略の実施に向けた協力の強化
- 農林水産省、外務省、経済産業省による輸出先国における体制強化に向けた検討
- 新たな農林水産省知的財産戦略の策定のための検討会

など各方面との意見交換を実施し、実行戦略の本格実施体制の整備やそのための課題を検討



○ 実行戦略において、R 3年夏を目途に結論を得るとされている事項

○ ヒアリングや各方面との意見交換において明らかになった課題

を実行戦略のフォローアップとして整理



フォローアップに基づき、法制度や組織の見直し、金融・税制・予算を含め必要な支援を検討

日本の強みを最大限に発揮するための取組（その1）

対策1：専門人材を活用し、計画的にマーケットインの輸出に取り組む産地・事業者を育成

これまでに、239産地（クラスター含む）、1,022事業者

⇒ **合計1,261産地・事業者**を公表



<輸出事業計画に基づく支援>

- R3年度中に、輸出産地・事業者は、**輸出目標の達成に向けた課題を明確**にし、必要に応じて輸出促進法に基づく**輸出事業計画の認定を受ける**
- 政府は、輸出に対する**補助金等の支援を輸出事業計画とリンク**させ、輸出産地・事業者の**目標達成を支援**

<専門人材の活用>

- 地方農政局等に民間の専門人材を「**輸出産地サポーター**」として**採用**するなどして、輸出産地・事業者の輸出事業計画の実施を**伴走型で支援**

- 輸出産地・事業者ごとの輸出実績を把握し、**PDCAサイクルの構築により、事業の効果を評価する仕組みを整備**。より効果的な支援策につなげる



- ターゲット国・地域の規制や消費者ニーズに関する知識を備えた**専門人材による支援**により、マーケットインの産地づくりを**官民共同で推進**

日本の強みを最大限に発揮するための取組（その2）

対策2：生産から海外での販売に至る事業者を包括する「品目団体」を組織化し、規格統一やナショナルブランド化を推進

■ 品目団体の法定化

主要な輸出品目ごとに、生産から販売に至る関係事業者を構成員とする組織を「品目団体」として法的に位置付ける方向で検討する



■ 品目団体の役割

- 他の先進国と同様に、生産から販売に至る事業者を組織化し、オールジャパンでの輸出拡大の中心的な役割を担う

■ 品目団体の業務

- 品目団体は、生産・流通・販売における統一規格やナショナルブランドの基準等を定めた業務規程を作成
- 品目団体による海外市場調査、共同での販路開拓など非競争分野での共同事業を実施
- 畜産物等については、品目団体とコンソーシアムが連携しこれらに取り組む
- 会員を対象としたチェックオフを含め自主財源の増加に取り組むよう努める

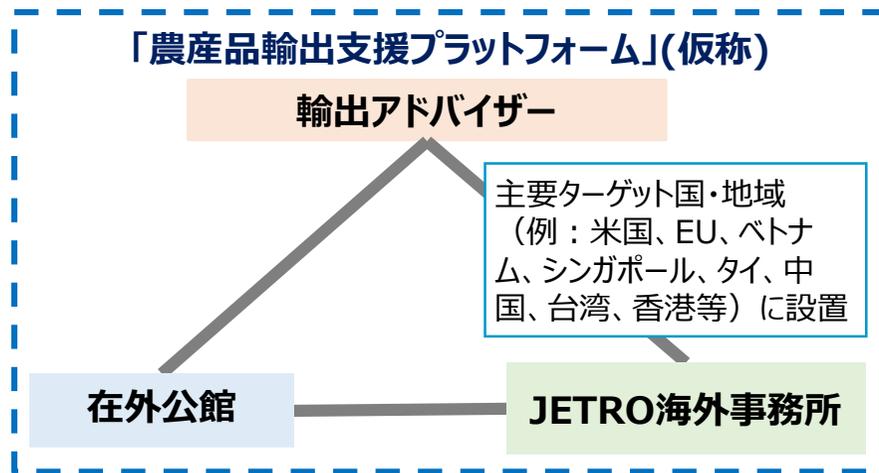
- オールジャパンでの品質の確保やブランディング、物流の効率化が可能に
- 共同での新規市場調査や販路開拓により、中・小規模の産地・企業でもマーケットイン輸出が可能に
- 自主財源を増加させることで、輸出取引を拡大する取組など、国では支援できないきめ細やかな取組を共同で行う

日本の強みを最大限に発揮するための取組（その3）

対策3：主要な輸出先国・地域において、政府関係機関が一体となって、輸出事業者を専門的かつ継続的に支援する体制を整備①

（1）輸出先国・地域における政府の支援体制の強化

- 主要なターゲット国・地域において、現地食品業界の経験者やコンサルなど専門人材へ業務委託を行う輸出アドバイザー制度を創設
- 在外公館、輸出アドバイザー、JETRO海外事務所を主な構成員とする「農産品輸出支援プラットフォーム」(仮称)を組織化
- プラットフォームを機能させるため、在外公館への農水アタッシェの配置強化、JETRO海外事務所における農林水産物・食品貿易担当官の配置強化等を実施



他の先進国並みの輸出先国における支援体制を構築し、以下の取組を推進



- ① 専門知識を有する現地の人材の活用、現地関係者の協力体制の構築により、輸出先国・地域で事業者を包括的・専門的・継続的に支援
- ② 品目団体等と協力し、輸出先国・地域の規制やニーズ調査、輸出先国・地域の政府への働きかけを官民一体で推進

日本の強みを最大限に発揮するための取組（その4）

対策3：主要な輸出先国・地域において、政府関係機関が一体となって、輸出事業者を専門的かつ継続的に支援する体制を整備②

（2）JETROと品目団体等の連携

<品目団体が参加する会議体の創設>

- JETROに品目団体等の代表と意見交換を行う会議体を新たに設置

<JETROと品目団体等の共同の取組>

- JETROは品目団体等からの委託により、輸出拡大のための詳細な調査を実施
- 品目団体等が事業者を取りまとめて参加する、海外見本市への出展や海外商談会の開催など、品目団体等が主体となった販路開拓への支援を強化
- JETROは重点品目のターゲット国・地域において、現地系流通に精通している専門家など現地パートナーを活用し、現地の商流構築を支援
- JETROは輸出産地に対し、実状に応じたハンズオン支援を貿易センター等を通じて行うとともに、海外市場情報の提供、ECサイト活用のアドバイスなどを実施

品目団体等とJETROが協力し、以下の取組を目指す



- ① 業界全体を対象とする、より効果的・包括的な支援を実施
- ② 新たな現地の商流を開拓し、ターゲット国・地域における市場の創出・拡大を追求
- ③ 輸出産地の要望や実状に応じた支援を行うことで、マーケットインの生産と輸出拡大につなげる

マーケットインで輸出にチャレンジする事業者の支援（その1）

対策4：改正投資円滑化法に基づき輸出に取り組む事業者へリスクマネーを供給

■ 改正投資円滑化法が4月28日に公布

- 改正投資円滑化法を早期に施行し、輸出に取り組む事業者や、海外での製造・物流・販売拠点を運営する現地法人等への投資を行う投資事業有限責任組合（LPS）の組成をはじめ、民間金融機関等の参画を推進し、輸出に取り組む事業者に対する投資を拡大

リスクマネーの供給により海外の規制やニーズ対応に向けた設備投資や、輸出に取り組む事業者の参入を促進

対策5：農林水産物・食品の貿易に伴うリスクに対応するためのセーフティネットを措置

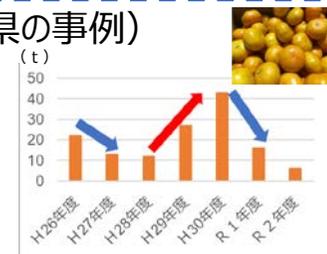
事業者へのヒアリングにより、豚熱、鳥インフルエンザなどの動物疾病等や海外政府の短期間の周知での規制強化などによって、長期にわたり輸出が停止することが大きなリスクとなっていることが判明

下記の措置を講じる方向で検討

- 輸出事業計画の認定を受けた農林水産事業者・食品事業者等に対する運転資金を支援
- 金融機関からの融資を円滑に供給するための保証の支援などを措置

■ 輸出に特有のリスクの例（M県の事例）

タイにおける規制の強化により、対前年約5割程度落ち込み（H27年度、R元年度）。回復に2年以上かかった



- 輸出特有のリスクが生じても、運転資金などの融通により事業の継続が可能に
- 保証の支援などにより、民間金融機関の融資の円滑化や、事業者のキャッシュフローの改善が図られ、経営基盤が強化

マーケットインで輸出にチャレンジする事業者の支援（その2）

対策6：効率的な輸出物流を構築し、輸送コストを低減

「**効率的な輸出物流の構築に関する意見交換会**」を開催

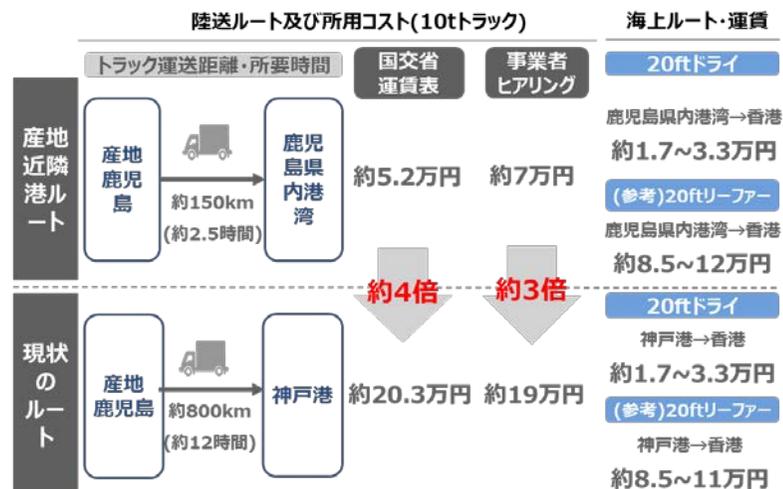
（農林水産省・国土交通省）

R 3年4月28日に**7つの取組**を進める報告をとりまとめ

上記報告の取組を進めるため

- 輸出事業計画に**設備投資計画を追加**し、輸出産地、物流事業者、行政等が参加する協議会等が、**物流効率化に向けた港湾・空港や周辺の施設整備**を計画。計画に基づき行う施設整備に対し、**金融・税制を含め必要な支援を幅広く検討**
- 鮮度保持・品質管理や物流効率化を図るために必要なパレット化に適した外装サイズやコード等を**規格化・標準化**。品目団体が定める**業務規程**において、物流の具体的な規格を策定
- **包装資材・保管技術の開発・実装**等の取組を支援

【産地近隣港の活用により、輸送コスト低減】



- 港湾・空港周辺に輸出物流に必要な冷蔵・冷凍倉庫などの**インフラ設備への投資が促進**され、輸送費高騰の原因である**トラック輸送費の削減**や**大ロットによる効率的な輸出**が可能に
- 輸送効率の改善により**輸送コストが低減**されるとともに、適切な温度管理や包材の崩れ防止による**品質劣化の防止**が図られる

マーケットインで輸出にチャレンジする事業者の支援（その3）

対策7：加工食品の輸出拡大に必要な設備投資を推進 地域の中小食品事業者の輸出体制を構築

事業者ヒアリングにより、加工食品には国ごとに異なる食品安全規制が複層的に課されており、出荷に向けて国ごとに製造ラインを分けざるを得ないことが、輸出の大きなハードルになっていることが判明



- 輸出事業計画に設備投資計画を追加し、輸出産地・事業者等が計画的に施設整備を行い、輸出先国の規制に対応。計画に基づく施設整備に対し、金融・税制を含め必要な支援を幅広く検討
- 中小・中堅の食品産業事業者が共同で輸出事業計画を策定し、関係者が連携して取り組む海外市場調査、販路開拓、輸出用商品開発等を行う取組を支援
- 輸出先国に対する食品添加物の認可申請、輸出先国の規制に対応する食品添加物への転換を支援

- 加工食品に対する複層的な海外の規制の例
 - ・食肉・水産加工食品の施設登録
 - ・E Uの混合食品規制（E U-HACCP対応の原料の使用義務）
 - ・食品添加物の規制（既存添加物とのコンタミ防止）
 - ・表示や容器の規制 等

- 輸出対応に必要な製造ライン等の構築、トレーサビリティのためのIT化等の設備投資が進み、複層的に課せられている輸出先国における規制への対応が可能に
- 地域の食品企業の協業により、企業単独では困難であった、基礎的な研究開発、大口の輸出、棚の確保等が可能に
- 加工食品の輸出の大きな障害である食品添加物規制への対応が進展することで、加工食品の輸出拡大につなげる

マーケットインで輸出にチャレンジする事業者の支援（その4）

対策8：輸出を後押しする農林水産・食品事業者の海外展開を支援

<ガイドラインの作成>

- R3年度中に、海外展開の類型ごとに、海外展開で特に留意すべき事項を整理したガイドラインを作成

<専門家による支援>

- 海外展開に必要な現地の法規制やビジネス慣習などについて情報を収集・提供するとともに、パートナー契約や雇用契約等について法律家などによるアドバイスを行う支援体制を整備

<海外展開への支援>

- 輸出事業計画の認定を受けた事業者が海外現地法人を設立し、海外での製造・物流・販売施設整備の投資を行う場合の資金供給を促進
- 改正投資円滑化法に基づき、海外現地法人等への投資を行う投資事業有限責任組合（LPS）等による資金供給を促進

海外販売拠点事例



【PPIH（ドン・キホーテ）】

- ・ 日本産の高品質な商品に品揃えを絞ることで、安心して購入できるという消費者の信頼を獲得（海外に58店舗（R3年5月17日現在））

海外製造拠点事例



【全農グループ】

- ・ 新型コロナの中で米国の外食向需要が低下し、Eコマース・量販向のニーズが急増
- ・ 米国に整備していたカット・スライス工場を活用し、新規需要へ対応、外食の落ち込みをカバー

- 知的財産・ノウハウの流出防止のための方策の事業者への周知や、専門家のアドバイスを受けることにより、海外展開のリスクを最小化
- 事業者が海外現地法人を設立し、設備投資を行う場合の資金調達を容易にし、輸出拡大のための海外市場における体制整備を推進

政府一体となった輸出の障害の克服（その1）

対策9：民間機関を活用し、輸出証明書の発行を迅速化

- 輸出促進法施行後も、新たに輸出証明書の発行を要求する国が増加しており、今後も増加することが想定される



- 輸出促進法を見直し、民間の登録認定機関を活用し、輸出証明書の発行を行える規定を措置することを検討

■ 新たな輸出証明書発行の事例

【ペルー向け輸出水産食品】

- ・ 2020年10月に、証明書様式と登録認定機関による衛生証明書発行についてペルーと合意
- ・ 2021年1月から証明書発行を開始

- 登録認定機関による衛生証明書等の輸出証明書の発行が可能となり、輸出証明書の発行が迅速化

対策10：輸出証明書発給を電子化し、事業者の利便性を向上

- 輸出証明書のシステムについて、電子メールでの輸出証明書の送付を輸出先国・地域に働きかけるとともに、証明書発行手数料のオンライン納付の仕組みを検討

- 政府間で輸出証明書のやり取りを行うことで証明書の不正利用を防止するとともに、申請者及び発行機関ともに時間・費用が低減
- オンラインで手続きが完結することとなり、申請者の利便性が向上

政府一体となった輸出の障害の克服（その2）

対策11：政府一体となって日本の知的財産を保護・活用

■ 改正種苗法の一部施行（R3年4月1日）

海外持ち出し禁止品種の第一弾公表（1,975品種）

■ 新たな農林水産省知財戦略の公表（R3年4月30日）

<知財保護の強化>



- 改正種苗法に基づく登録種苗の海外への持ち出し制限を行う追加リストをR3年9月までの届出後、速やかに公表。育成者が行う海外流出の監視を支援
- 和牛遺伝資源について、譲渡契約の締結を促進するとともに、家畜人工授精所への立入検査を実施
- 農業分野における技術・ノウハウ等の知的財産について、R3年度中に不正競争防止法の営業秘密に関するガイドラインを作成

<標準化の活用>

- 我が国伝統の製法を規格化した「みそJAS」をR3年度中に制定し、国際規格化も目指す
- 海外消費者のニーズに対応し、流通行程の情報を詳細に提供するフードチェーン情報公表JASをコメ、メロンなどでの制定を検討



- 改正種苗法の利用が促進され、我が国の強みである植物新品種の知的財産が守られる
- 和牛2法に基づき、和牛遺伝資源の知的財産としての価値を保護
- 農業分野においても、営業秘密を保護する枠組みが活用できるようになり、我が国の強みである生産のノウハウ等を保護
- 我が国の伝統的な食品について他国産の食品との差別化が図られるとともに、海外の消費者に適切な情報を伝えることが可能に

上記対策を実現するための法制度の見直し

対策 1 2 : 輸出促進法を改正し、上記課題の対応を実現

強化策 1 輸出促進法の改正の検討

1 品目団体の法定化

- ・ 主要な輸出品目ごとに、生産から販売に至る関係事業者を構成員とする組織を設立可能。
- ・ ナショナルブランドの確立や生産・流通・販売における品質等の統一・合理化を目的とした規格等を定めた業務規程を作成し、会員にその遵守を求めることができる。
- ・ 会員のための海外市場調査、輸出先国・地域における商流開拓、ナショナルブランドの構築等の事業を実施。
- ・ 会員を対象としたチェックオフの導入等により自己収入を増加させるよう努め、品目団体の自主活動財源を確保。

2 輸出事業計画の拡充

- ・ 輸出事業計画の記載事項として設備投資計画を新設し、当該計画に基づく施設等の整備に対する各種法律の特例を措置。
- ・ 輸出事業の実施に必要な施設整備や運転資金等に対応するため、輸出事業計画の認定を受けた事業者に対する資金供給を促進。
- ・ これらの措置に加え、輸出事業計画の認定を受けた事業者が借り入れる際の保証の支援などにより、計画策定のインセンティブを高めるとともに、各種政策を輸出事業計画へ紐づけし、認定事業者に対する支援を充実

3 登録認定機関の業務拡大

- ・ 登録認定機関の業務として、新たに輸出証明書発行業務を規定。

強化策 2 金融・税制などを含めた幅広い支援の検討

- ・ 輸出に取り組む事業者の設備投資を更に促すため、農林水産事業者・食品製造事業者が輸出事業計画（設備投資計画）に従って施設等を取得等する者に対し、金融・税制を含め必要な支援を幅広く検討。
- ・ 輸出に取り組む事業者の様々な資金ニーズに対応するため、輸出事業計画に基づき輸出事業を実施しようとする者に対し、運転資金の供給を促進することも併せて検討。

(参考) 実行戦略の検討事項・総理指示と実行戦略フォローアップとの対応①

実行戦略における検討事項・総理指示

1 マーケットインの発想に基づく輸出産地のリスト化

【実行戦略P. 6～7 : (2)②マーケットインの発想に基づく輸出産地の育成・展開】
…令和3年度中を目途に、当該輸出産地について、品目の特性や産地の実情に応じて、輸出促進法に基づく輸出事業計画のスキームの下、産地毎の輸出目標やその実行のための課題と対策を明確化する。

2 財源確保、ブランドの使い分けなどの品目団体の在り方

【実行戦略P. 5 : (1)③官民一体となった海外での販売力強化】
…品目団体等の在り方について、…(中略)…品目団体等の財源の確保、ジャパンブランドと地域ブランドの使い分けなど、具体的な方法についても検討し、令和3年夏を目途に結論を得る。
【4月1日閣僚会議総理指示】
他の先進国並に、品目ごとの団体を組織化し、販売などのサポートをすること…(中略)…を検討

3 大使館などの役割強化の方法などの国の体制強化

【実行戦略P. 5 : (1) ③官民一体となった海外での販売力強化】
…外務省、農林水産省等の関係省庁は、大使館などの役割強化の方法など国の体制強化について検討し、令和3年夏を目途に結論を得る。

4 リスクを取って輸出に取り組む事業者へのリスクマネーの供給

【実行戦略P. 6 : (2) ①リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援】
…速やかに「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」(平成14年法律第52号)の改正法案を国会に提出する。

5 農産品貿易特有のリスクを軽減するためのセーフティネットの構築

【4月1日閣僚会議総理指示】
相手国との関係で出てくる農産品貿易特有のリスクを軽減するためのセーフティネットの仕組みを作ること…(中略)…を検討。

実行戦略フォローアップ

対策1 :
専門人材を活用し、計画的にマーケットインの輸出に取り組む産地・事業者を育成

対策2 :
「品目団体」を組織化し、規格統一やナショナルブランド化を推進

対策3 :
輸出先国において専門的・継続的に支援する体制を整備

対策4 :
改正円滑化法に基づき輸出に取り組む事業者へリスクマネーを供給

対策5 :
農林水産物・食品の貿易に伴うリスクに対応するためのセーフティネット

(参考) 実行戦略の検討事項・総理指示と実行戦略フォローアップとの対応②

実行戦略における検討事項・総理指示

6 大ロット・高品質・効率的な輸出物流の構築

【実行戦略P.7 : (2)③大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築】
…農林水産省と国土交通省との連携の下、港湾や空港の具体的な利活用等の方策、輸出のための集荷等の拠点となる物流施設の整備・活用、海外におけるコールドチェーンの拠点整備・確保の方策等について検討し、令和3年夏を目途に結論を得る。

7 地域の輸出に取り組む食品事業者との協力体制の構築

【実行戦略P.8 : (3)②輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援】
…地域の輸出に取り組む加工食品事業者との協力体制（加工食品クラスター）の構築について検討し、令和3年夏を目途に結論を得る。

8 農林水産業・食品産業の利益となる海外展開の推進

【実行戦略P.8～9 : (3)③日本の強みを守るための知的財産対策強化】
…海外展開が、我が国のノウハウなどの流出につながらないよう、我が国の農林水産業・食品産業の利益となる海外展開の推進方策について検討し、令和3年夏を目途に結論を得る。
【4月1日閣僚会議総理指示】
コールドチェーンや輸出先における販売ルートの確保のために、海外に展開している法人を支援する…ことを検討

9 改正種苗法に基づく品種数などの数値目標設定

【実行戦略P.9 : (3)③日本の強みを守るための知的財産対策強化】
…種苗法の一部を改正する法律案に基づく輸出先国・地域の指定などを行う品種数などの数値目標を、改正法の施行後、速やかに設定する。

10 課題に対応するための制度面の見直し

【4月1日閣僚会議総理指示】
野上農林水産大臣を中心に、制度面の見直しも含めて検討を深めていただきたい

実行戦略フォローアップ

対策6 :
効率的な輸出物流を構築し、輸送コストを低減

対策7 :
加工食品の輸出拡大に必要な設備投資を推進、地域の中小食品事業者の輸出体制を構築

対策8 :
輸出を後押しする農林水産・食品事業者の海外展開を支援

対策11 :
政府一体となって日本の知的財産を保護・活用

対策12 :
輸出促進法の改正、金融・税制措置を含め必要な支援の検討